

2025年度（令和7年度） 芦屋市権利擁護支援センター事業実施状況、成果と課題

事前資料 3－3

業務内容	実施計画		実施計画（詳細）	実施内容	成果と課題
(1)権利擁護に関する専門相談 (2)虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援	権利擁護に関わる専門支援の提供	1-1	・センター職員による相談支援 ・権利擁護専門相談の実施	・電話、来所、訪問等による相談支援を実施。 ・専門相談は今年度から定期をなくして都度時間等を調整する形で実施。	・終活に関する相談（身元保証、入院時対応、死後事務等）が増えている。 ・専門相談は55件（前年度82件）実施。相談内容は例年同様、成年後見制度、債務整理の順に多い。
	困難事例におけるスーパーバイズの提供	1-2	法律・福祉のスーパーバイザーの調整	法律職、福祉職、医療職によるSVを実施。	虐待対応や困難ケース等における判断や支援方法等について専門的助言を受け、幅広く知見を得るとともに、支援の新たな展開を図ることができた。
	職員のスキルアップ	1-3	ケース検討・虐待対応SV・内部研修の実施、外部研修への参加	・センター内でケース会議および虐待対応SVを定期実施。 ・外部研修（権利擁護施策研修、虐待事例における司法面接研修、AI活用研修、全国権利擁護支援ネットワーク主催の研修等）に参加。	各種研修等に参加することにより、職員の相談支援のスキルアップや法制度等の理解を進めることができた。また、今後AIの活用による業務の効率化を図るための知識の習得や試行的な取り組みを進める必要がある。
	虐待事案の進行管理・虐待対応システムの強化	1-4	高齢：レビュー会議への出席・助言、スーパーバイザーの調整	5包括、各4回の評価と各2回のレビュー会議を実施。東山手：10/1、3/12 西山手：9/25、3/26 打出浜：9/17、3/19 精進：10/3、3/13 潮見：10/3、3/27	養護者虐待の通報件数97件は過去最多、認定率55.7％は過去最大。施設虐待の通報件数12件も過去最多。その中で終結率38.9％（前年度21.4％）と迅速に虐待状況の改善・解消に努めている。
		1-5	障がい：レビュー会議への出席・助言、スーパーバイザーの調整	レビュー会議を7/7、11/6、3/19に実施。	通報件数は少ないものの、養護者虐待の認定率が57.1％（前年度25.0％）と高齢者同様高い。
		1-6	縦レビュー会議の企画・協働	・事務局会議に参加。今年度の縦レビュー会議の企画・運営を他機関と協働して行った。 ・2/2 縦レビュー会議に参加。	今年度の課題を「養護者を含む世帯が地域で孤立しないための取組が必要」と設定し、グループワーク形式で従事者間で対応策や取り組みについて話し合った。また、虐待対応の標準化等を図るための問題や課題の抽出を行った。
		1-7	縦レビュー交流会の企画・協働	・事務局に参加。会の企画・運営を他機関と協働して行った。 ・10/16「顔の見える交流会」に参加。	若手職員を中心に関係機関22名が参加。ゲーム等を通して職員同士の交流を深めることができたが、各窓口の役割や業務内容等について深めることまではできなかった。
		1-8	虐待対応従事者研修の実施	8/27 虐待対応従事者研修をオンライン方式で実施。「虐待終結後の切れ目ない支援のポイントを学ぶ」講師：川端伸子氏（権利擁護支援プロジェクトとす）	虐待対応・予防に関わる職員等55名が参加。対応従事者以外では、ケアマネや障がい相談員等から参加があった。参加者からは、「先の支援のためには当事者の背景を知ることが大切と理解できた」「再発防止の観点からも地域ケア会議の開催がより重要だと感じた」等の意見があった。
		1-9	「養護者による障がい者虐待」対応帳票集の研修の協働	5/15「養護者による障がい者虐待」帳票研修を実施。①「虐待対応と訴訟リスクについて」講師：福島健太氏（弁護士）②グループワーク 講師：福島健太氏、田島啓子氏（社会福祉士）	障がい者虐待対応従事者、打出浜包括職員等29名が参加。参加者からは、「虐待対応に係る法的根拠を改めて学ぶことができた」「マニュアル（帳票集）を見ながら実際落とし込むことで、悩まず記入できると思う」等の意見があった。
		1-10	「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアルの改訂・研修の協働 ①本文の改訂、帳票集の作成 ②研修	高齢介護課と協働して、当該対応マニュアル（本文）の改訂および帳票集の作成を行った。	現行の国マニュアルを基に、虐待対応および虐待防止の趣旨を再認識するとともに、対応フローに基づく具体的な対応・支援内容について見直すことができた。また、帳票集を作成するにあたって、記載例を明示することで、新規職員も円滑に対応できる体制をつくることができた。
		1-11	「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待」対応マニュアルの改訂	障がい福祉課とのPTを3回実施し、今後のスケジュールおよびマニュアルの構成（章立てなど）等について検討した。	今後、対応フローに基づく具体的な対応・支援内容を整理し本文の作成を進め、R9.2月に暫定版作成、同7月に最終版を作成予定。
(4)高齢者及び障がい者等の権利擁護の普及啓発に関する広報及び講演会の開催	市民へ向けた権利擁護の周知・啓発	2-1	公開講座、権利擁護フォーラムの開催	1. 1/17 公開講座を実施。①「成年後見の動向と課題」②「専門職・親族・市民・法人等による後見の機能と役割」講師：福島健太氏（弁護士） 2. 2/14 芦屋市権利擁護フォーラム「Life 私を生きる ～自分らしくこのまちで～」を開催。①講演「孤独・孤立をこえて共に生きるまちへ」②パネルディスカッション 登壇者：①②竹端寛氏（兵庫県立大学）②松下晶子氏（ケアマネジャー）、河村真澄氏（ワークホームつつじ）、岡本直子氏（芦屋市民生児童委員協議会）	1. 権利擁護支援者養成研修の公開プログラムかつ人材バンクのフォローアップ研修として実施。市内外の一般市民、人材バンク登録者、関係機関の職員等66名が参加。参加者からは、「成年後見制度の概況、問題点、法改正の方向性を知る非常に良い機会となった」「いろいろな後見の形を細かく説明していただき、身近な市民後見人に興味を持った」等の意見があった。 2. 一般市民、関係機関の職員等88名が参加。養成研修修了生へのインタビューや「シシュアンジュ」によるバリエの発表も行った。参加者からは、「前向き責任、後ろ向き責任、自身の価値観や考え方を深く考える講演だった」「つながり続けるために、自分はまず何ができるかを考え、地道に頑張っていきたいと感じた」等の意見があった。また、今回初めてスマホアプリを使用した会場参加型の方式で実施し、参加者からも大変好評を得た。
		2-2	「終活」をテーマにした研修の企画・実施 ※終活支援事業	11/26 終活研修を実施。①「終活とは」講師：田島啓子氏（社会福祉士）②「遺言や死後事務について知ろう」講師：田邊佳子氏（司法書士）③「葬儀やお寺について知ろう」講師：上原照子氏（西法寺）	一般市民、関係機関の職員等54名が参加。終活に関するアンケートも実施。参加者からは、「希望することをわかるように書いておこうと思った」「NPOや民間に依頼するのはリスクがあって信頼を担保するものがない限りしたくない、公的機関がよいと思う」等の意見があった。
		2-3	障がいの疑似体験啓発プログラムの協働（おむすび隊）	おむすび隊（障がい者基幹相談支援センター、ひょうご発達障害者支援センター、手をつなぐ育成会、バレット、当センター）として、疑似体験を通して「障がい」への理解を深める研修に参加。	今年度初の自治会・自主防災会、その他中学校等にて研修を実施し、「発達障がい」「知的障がい」について幅広く啓発することができた。
		2-4	出前講座等各種研修への講師派遣	①きらくえんカレッジ「終活 後見人って？」（6/17）②芦屋市生涯学習「虐待防止について」（10/27）③愛しや（包括・居宅）虐待防止研修（11/12）④あしや聖徳園共同研修「権利擁護支援と虐待防止の理解」（11/19）⑤介護サービス調整会議「成年後見制度とは」（12/12）等の講師派遣を行った。	権利擁護支援の基本、虐待防止、成年後見制度等について講義を行った。今後も権利擁護の普及・啓発のための講師派遣を行っていく。

(4)高齢者及び障がい者等の権利擁護の普及啓発に関する広報及び講演会の開催	関係機関へ向けた権利擁護の普及啓発		2-5	行政等初任者向け権利擁護研修の実施	6/30 行政等初任者向け権利擁護研修を実施。①「芦屋市における重層的支援体制整備事業」講師：針山大輔氏(芦屋市社会福祉協議会)、②「権利擁護支援の基本」講師：上田晴男氏(支援の思想研究会)	行政、包括、障がい相談等の初任者30名が参加。参加者からは、「寂しい人は多い、参加支援本当に大事だと思った」「支援を拒否する方について、本人の表現できていない内面に目を向けていないかったとの気づきがあった」等の意見があった。
			2-6	研修の体系化に向けたプロジェクトチームへの参加	「権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討PT」(計5回)に参加。	目指すべき福祉人材、理想の人材像へ導く方策などについて関係機関で意見交換し、共通の基盤となる内容(自己理解、倫理観、権利擁護など)や、経験年数に応じたスキル(ヒューマンスキル、マネジメントスキルなど)について分析・整理した。今後、各部署の研修計画に反映していく。
	障がい者虐待に関する啓発		2-7	障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修の協働	9/19 障がい者基幹相談支援センターと共催で研修を実施。①「日常の支援における虐待・不適切な支援を考える」②グループワーク 講師：脇朋美氏(芦屋大学)	関係機関の職員46名が参加。参加者からは、「いまの支援が不適切な支援になっていないか、改めて考え直すきっかけになった」「普段交流することのない他事業所の支援員と現場の声や意見を交換することができて有意義だった」等の意見があった。
(5)権利擁護に関する支援を推進するためのネットワークの構築及び活動 (6)地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活用に関する事業	権利擁護支援者養成研修の実施		3-1	権利擁護支援者養成研修の企画・実施	全11日間(9/27～2/14、実地研修含む)にて、「権利擁護支援者養成研修」を実施。	受講生15名(うち聴講生3名)、修了生15名。座学と併せて実地研修(センターの後見活動に同行)を実施した。グループワークでは活発な意見交換もでき、多くの受講生に権利擁護支援に対する理解を深めてもらうことができた。
	権利擁護支援者人材バンクの運営		3-2	運営要領に基づく運営と人材バンクの登録および活用	1. 市民後見人候補者登録の面接を実施。 2. 市民後見人の申立てを実施。	1. 市民後見人候補者として新たに5名を登録した(計11名登録)。 2. 市民後見人の申立てを行った。※社協の受任ケースを交代し、社協が監督人となる見通し
	人材バンク登録者のスキルアップのための研修		3-3	人材バンク登録者に対するフォローアップ研修の実施	・公開講座 ※「2-1」参照 ・芦屋市権利擁護フォーラム ※「2-1」参照	「2-1」参照。
	相談員派遣事業の実施	介護サービス相談員	3-4	・新規希望者の登録面接、相談員の更新手続きとマッチング ・受け入れ施設との連携	5/30 全体会、10/20 中間報告会、3/23 総括会議を開催。相談員20名。月1回、2名1組で活動。	10施設にて活動を実施。相談員の確保の問題があり、一人が複数の施設を担当したり、人材バンクの新規登録者を積極的に採用するなど調整を図っている。
		障がい者福祉施設等相談員	3-5	・新規希望者の登録面接、相談員の更新手続きとマッチング ・受け入れ施設との連携	7/30 全体会、3/5 総括会議を開催。相談員8名。月1回、2～3名で活動。	3施設にて活動を実施。相談員からは、「顔を覚えてくれて笑顔で接する利用者も多くなり、仲間として認めてもらったように感じた」「職員に活動外でも外で見かけたら声をかけてほしいと言われ、自分たちができることがいろいろあることに気づいた」等の意見があった。
		相談員のスキルアップ	3-6	・事前研修と現場実習の実施(障がい者相談員向け) ・フォローアップ研修の企画・実施	【介護サービス相談員向け】講師：山内賢治氏(神戸福生会) 1. 5/30 ステップアップ研修「認知症の理解と傾聴について」 2. 3/23 フォローアップ研修「活動の振り返りから見えること」 【障がい者福祉施設等相談員向け】講師：木下隆志氏(兵庫県立大学) 3. 7/4 ①研修「障がいのある人の特性と理解」②『ちやれんじどーなっつ』との交流会 4. 3/5 フォローアップ研修「ストレスを見つつけよう!」	1. 15名参加。利用者の認知症等による特性とそれに応じた面談手法等について学んだ。 2. 15名参加。ワークシートを用いて自身の活動を振り返りながら活動内容を分析した。 3. ①7名 ②8名参加。『ちやれんじどーなっつ』のメンバーとは、車座になって普段の生活の様子やサービスの状況等について話したり、一緒に外を散歩しながら趣味の話をするなどの交流を行った。 4. 7名参加。ストレス視点を通して、支援のあり方や相談員としての心構え等について学んだ。
(3)成年後見制度の利用に関する相談及び受任を含む専門的支援 (7)中核機関としての機能の充実 (8)参加支援事業と権利擁護支援の一体的実施による参加支援の充実	成年後見制度の普及啓発		4-1	親族後見人(検討している人含む)向け研修・相談会の実施方法の検討	神戸家裁尼崎支部に親族後見人へのアウトリーチ等について検討を打診。	これまで同様、家裁から親族後見人へ個別に案内・周知することは難しい。相談会等についても研修講師の依頼があれば対応するにとどまる状況。
	後見申立て支援および受任調整の体制整備		4-2	・後見人候補者の調整・拡充 ・法人後見機能の提供 ・専門委員会の機能の活用(法人後見、市民後見、市長申立て)	1. 市内外の法律職・福祉職に人材バンクへの登録を依頼。 2. 専門委員会を開催 ①法人後見の検討(6件) ②市民後見人の検討(1件) ③市民後見人候補者の新規登録(5名)	1. 弁護士(16名)、司法書士(23名)、社会福祉士(7名)が登録(R8.4月時点)。引き続き専門職の確保を進める。 2. 法人(芦屋市社協、PASネット)や市民(人材バンク登録者)による後見受任案件について、その適否や進める上での留意点等について、専門委員会(学識経験者、弁護士等)にて検討を行った。
	権利擁護支援チームの支援機能の整備		4-3	後見人との意見交換会の実施	2/26 後見人との支援者との意見交換会を実施。	専門職後見人、ケアマネ、地域包括、障がい者相談員、施設職員、病院相談員等24名が参加。医療同意や居所の変更をテーマに、支援の現状や困っていることなどについて意見交換を行った。
			4-4	金銭管理のサービス・社会資源の調査	全国的な金銭管理サービスの現状について情報収集を行った。	引き続き情報収集を行う。